

令和8年6月1日より「落ち葉・雑草及びせん定枝木」の収集日を設けます！ 変更に伴い令和8年度上期版ごみカレンダーの改訂版をしみんだよりに同封しております。

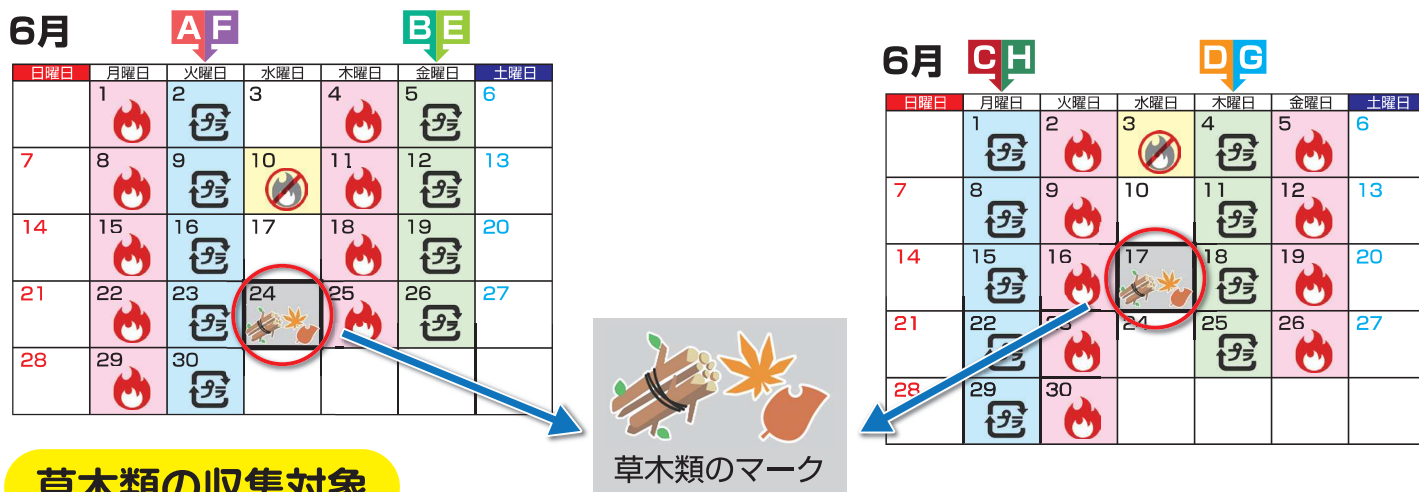
(変更前/令和8年5月31日まで)

- ・落ち葉・雑草
他の燃やせるごみと含めて1世帯につき1回2袋まで排出可能
- ・せん定枝木
大型ごみでの収集又は環境清美工場への直接搬入

(変更後/令和8年6月1日以降)

- ・落ち葉・雑草及びせん定枝木
6月より「草木類」として、**4週間に1回水曜日**に収集を開始。
1世帯につき1回3点まで排出可能（袋に入れたもの…1袋1点/ひもで縛ったもの…1束1点）
※「落ち葉・雑草」は「燃やせるごみ」としては排出できなくなります。
「せん定枝木」は「大型ごみ」としては排出できなくなります。
「落ち葉・雑草・せん定枝木」の環境清美工場への直接搬入は従来どおり可能
- ・燃やせないごみ
「燃やせないごみ」の収集は2週間に1回から4週間に1回に変更になります。

6月からのごみカレンダーの変更点



草木類の収集対象

落ち葉・雑草



- 6月より草木類として、透明・半透明の45リットル以下の袋に入れて排出
 ※「燃やせるごみ」としては排出不可
 ※ 環境清美工場への直接搬入は可能

せん定枝木



- せん定枝木
 長さ30cm・太さ5cm「以下」に切ってください。ひもで縛る(1束の直径は30cm「以下」)、又は透明・半透明の45リットル以下の袋に入れて草木類として排出。
 落ち葉・雑草とせん定枝木は同じ袋に入れないでください。
 ※「大型ごみ」としては排出不可
 ※ 環境清美工場への直接搬入は可能

ガラスびん・空き缶・ペットボトル・飲料用紙パックの再生資源収集日・各種お問い合わせ先については変更はありません。
 大型ごみの申込、持込ごみの搬入についても変更があります。詳しくは裏面「ごみの排出抑制にご協力ください」をご覧ください。
 【問合せ】大型ごみの申込についての変更・・・まち美化推進課(☎0742-71-3220)
 持込ごみの搬入についての変更・・・環境清美工場(☎0742-71-3000)